

## 第四章 真鶴の産業と北条氏

29 北条氏綱が伊豆山参詣の帰途に、真鶴が崎の鵜が巖谷を見物し、酒宴を催したという

『北条記』<sup>1</sup>二  
走湯山参詣之事

北条殿の分国は、伊豆・相模两国漸治りぬ。

其外は管領<sup>2</sup>の分国也。其比、氏綱<sup>3</sup>、伊豆山へ

御参詣あり。御家老面々皆御供也。当山の別

当般若院は、道中まで迎に参る。扱登山被

成、紫震殿に御再拜被成、電の宮へ御参あ

る。其後別当に被仰付、縁起<sup>4</sup>を御尋有。当社

権現は、往古に高麗国<sup>5</sup>より御舟に被召、当国

へ御渡り有、相模国中郡の高麗寺山<sup>6</sup>に上らせ

給ひぬ。依<sup>7</sup>之、此山を高麗寺と申なるへし。

其後、仙人当山へ参詣ければ、爰に移居まし

く、てより已来、靈験威光不可勝計。弘法

大師<sup>8</sup>御参詣有て、深秘の法を修し、尊神の靈光を仰ぎ給ふ。信心祈誓の妙業は、通達三世

の事を行時、如法の修行は証得四曼理<sup>9</sup>を、今

に至まで真言仏法当山に流布して、法の光も

明也。右大將軍頼朝卿御逆心の初も、当社に

御祈誓有てこそ、御世をは治給ふなり。弥御

信心有て、毎年自身の御奉幣、色々の捧物共、

御自筆の御願書有。其外、曾我祐成・時宗兄

弟<sup>9</sup>か弓箭もあり、太刀も有。尊氏將軍の御剣

もあり。色々様々御見物有て、御下向の次而

に、真名鶴か崎と云所に、鵜か巖谷<sup>10</sup>と号して

大成石穴あり。是は昔頼朝卿、石橋の軍に負

て籠り給て、運を開給ひし所也。此所御見物

1 北条記 『小田原記』

とも、戦国大名北条氏の興亡を中心に、永享の乱から北条氏直の病死までを描いた関東地方に関する歴史書。作者不詳。成立時期を十七世紀後半とする説がある。

2 管領 関東管領上杉氏。天文二十一年(一五五二)まで上野国平井城(群馬県藤岡市)にいた。

3 氏綱 北条氏二代。早雲の嫡子。由縁起 社寺などの由来や靈験。

4 縁起 社寺などの由来や靈験。

5 高麗国 朝鮮半島に九三六年に建国され、一三九二年に滅びた国。あるいは、

九三六年に建国され、一三九二年に滅びた国。あるいは、

九三六年に建国され、一三九二年に滅びた国。あるいは、

九三六年に建国され、一三九二年に滅びた国。あるいは、

九三六年に建国され、一三九二年に滅びた国。あるいは、

## 第4章 真鶴の産業と北条氏

- 一般に朝鮮半島のことをいう。  
6 高麗 寺山 高麗山 (こうらいさん。こまやま)。大磯町。『吾妻鏡』などにみえる高麗寺のあったところで、その辺りに朝鮮半島から渡来した人々が住んだと伝える。  
7 不可勝計 かぞえあげることができない。  
8 弘法大師 空海。真言宗の開祖。  
9 曾我祐成・時宗兄弟 建久四年(一一九三)富士の裾野で父の敵工藤祐経を討ったことで知られる。  
10 鴨か嶺谷 史料12参照。  
11 かつきをせさせて 海に漕らせて。海人のことを「かつき」という。史料42参照。  
12 唐土 中国のこと。  
13 清盛 平清盛。北条氏も平氏を称したので、清盛のことが取り上げられたのであろう。

有て、浦人とも被召、蛸(蛸)を取せて、かつきをせさせて御酒宴あり。扱御船に乗給ひ、小田原へ帰らせ給に、白魚一つ船中へ飛入ける。唐土<sup>12</sup>には周王の御船へ魚飛入、吾朝には清盛<sup>13</sup>の舟へ魚の入ける例、何れも目出度瑞相なりとて、御祝有て夜に入れければ、篝火を焼つれて、早川の浦に帰給ふ。

〔統群書類従〕21上 合戦部)

### 【解説】

北条氏は、明応二年(一四九三)に初代早雲(伊勢新九郎、早雲庵宗瑞)が、伊豆国に攻めこみ、堀越公方を滅ぼして同国を平定したときから、戦国大名の道を歩み出した。その二年後の明応四年に、早雲は策略を用いて小田原城を攻め、城主の大森藤頼を追って同城を手に入れた。大森氏は史料28にみたように、禅秀の乱後、土屋・土肥氏らの旧領を獲得し、以来、土肥郷は同氏の支配下に入ったのであったが、このときから土肥郷

は戦国大名北条氏の支配下に入ることになった。

これによれば、早雲の跡を継いだ二代の氏綱が、伊豆山に参詣した帰りに、真鶴が崎に立ち寄り、鴨が岩屋を見物したという。しかも、注目されるのは、鴨が岩屋が、頼朝が石橋山の合戦に敗れて逃げこみ、隠れた場所であると書かれていることである。氏綱の代にそうした伝承が本当にあったのであろうか。

『北条記』は近世に書かれたものであるから、本当に氏綱が真鶴の鴨の岩屋を見物に来たかどうかは確認できない。しかし、源頼朝以来、武家の信仰厚い伊豆山権現への参詣は当然あったはずであるから、その途中にあたる真鶴に立ち寄った可能性は高い。そして、もし氏綱が来たとした場合の年次であるが、早雲が亡くなって名実ともに氏綱が家督を継いだ永正十六年(一五一九)八月以後、氏綱が亡くなる天文十年(一五四一)七月までの間と考えられるのでここに掲げた。

30 〔一五四五〕  
天文十四年二月十四日 連歌師宗牧が真鶴が崎で、しとどの岩屋を見物する

1 東国紀行 連歌師谷宗牧（たにそうぼく）の紀行文。天文十三年（一五四四）九月下旬に京を発ち、尾張・駿河を経て、翌年関東に入った旅の様子を記したものである。人が苦海にあり出して、煩惱を滅却した状態に度（わた）らせること。

3 わりなく 分別なく。ことのほか。

4 石上 史料42参照。

5 杉山 源頼朝が石橋山の合戦に負けて逃げこんだところ。第二章参照。

6 東鑑 『五皇統』のこと。史料5注参照。

7 岩庵 北条早雲の子。箱根権現の別当にもなり、北条家の中でもっとも豊かな教養の持ち主とし

『東国紀行』<sup>1</sup>

二月十四日、熱海を出でて走湯山一見。ことにあすは御神事にて、御社頭のあたりにぎはしく、遠近人も且まじれり。湯瀧、水瀧、<sup>2</sup>度<sup>2</sup>の海に落ち合ひたる様、煩惱のあかもすぐ心地したり。真乗坊といふに立ちよりたれば、わりなく発句所望、<sup>3</sup>

まなくよる山や春雨たきの糸

見えたるまゝにや。大庭の石上<sup>4</sup>など、同道して行くまゝに、とひの浦近くなれば、杉山<sup>5</sup>の城ふりさけ見つゝ、真鶴が崎、石上<sup>6</sup>しる所に、さきに人遣し、船遊びのまうけしつゝ、しとどの岩屋みせ侍り。此の岩屋は、杉山の合戦に打ち負け給ひて、頼朝かくれおはしけるを、梶原平三<sup>（景時）</sup>見付けてたすけ参らせし、此

の忠節によりて、無比類近習になれるよし、東鑑<sup>6</sup>にみえたりなど、人のかたりし。さもあるにや。大庭千世に、

蟹小舟さほのとりくみつるかな

しとどの岩やまな鶴が崎

などいひつゝさし寄せて、小庵におりたり。いろく手づからとりくひつゝ数盃。興に乗じて駒なべつゝ、小田原もみえわたる程、幻庵<sup>7</sup>より迎ひたまはり、永田源左衛門<sup>8</sup>所の風呂たかせられ、夕食のしたて歴々の様ながら、手に触れられず。

〔新校群書類従〕紀行部〕

【解説】

『東国紀行』は天文十四年（一五四五）当時の

て知られた。  
8 永田源左衛門 『小田原衆所領役帳』に馬廻衆としてみえる長田但馬守か、不詳。

31 1 北条家朱印状 朱肉で印判を押した公的な文書を朱印状という。北条氏は、永正十五年(一五一八)から、口絵写真等にみられるような印判を用いた。この印判は、方形郭の中に「禄寿応穩」の四文字が入り、その上に

ことを伝えるものであるから、その当時には「しとどの岩屋」が、石橋山の合戦に敗れた頼朝が隠れ、梶原景時に見つけられ、救われた場所として地元の人々に伝承されていたことが確かめられる。前号史料の『北条記』は近世に書かれたものであるから、それによっては、氏綱の代に鴉の岩屋の伝承が存在していたと確証はできないのであるが、この『東国紀行』は氏綱死後まもない時期のものであるから、氏綱がもし真鶴を訪れていた

としたら、頼朝の隠れた場所として鴉の岩屋を見物したであろうことは十分ありうる。  
伝承がいつごろから形成されたかはわからないが、熱海がはやくから湯治場であり、真鶴が鎌倉―熱海、小田原―熱海を往来する際の途中にあたること、同じく伊豆山も途中にあつて参詣者が多く、伊豆山と真鶴とは頼朝の関係する地としての共通性をもつことから考えて、戦国期以前にさかのぼる可能性は大きい。

31 (一五六四) 永祿七年十一月十日 岩と真鶴の魚介類の売買には精銭を使うことなどが定められる

北条家朱印状<sup>1</sup>

自岩・真名鶴、肴・同鮑・海老売買事、只今精銭<sup>2</sup>被相定候、精銭之品ハ、四五十色可有之、小田原御番所にて彼為撰ほとらい、各可存上、可存其旨、若悪銭を以申懸者有之共、不可致請引、惣而於商買、売手買手可為間

旨、小田原御法度之間、可存其旨、并無御印判而押立出事堅被停止候、御公方御用之時者、以御印判可被仰付間、守其旨、無沙汰有間敷者也、仍仍如件、

甲子(永祿七年)十一月十日

大草左近大夫<sup>8</sup>奉之

- 虎がうずくまっていた姿を刻しているのが、当時から虎の印判と呼ばれた。以後、滅亡まで、代々の家印として領国支配のために用いられたので、これを押し付けた文書を北条家朱印状という。
- 2 精銭 質の良い銭。  
注5・解説参照。
- 3 色 種類。
- 4 ほとらい ほどあ  
い。程度。
- 5 悪銭 北条氏は「大  
かけ・われせん(大  
ひびぎ・打ひらめ)」  
の三つを「悪銭」に  
指定して使用させな  
いこととした。
- 6 押立 強制的に徴発  
する人夫。
- 7 公方 北条氏のこ  
と。
- 8 大宰左近大夫 『小  
田原衆所領役帳』に  
馬廻衆としてみえ、  
一八一貫余の所領等  
を宛行われている。  
北条氏の奉行人。な  
お「奉之」は「これ  
をうけたまわる」と

岩

真名鶴

小代官<sup>9</sup>

百姓中<sup>(姓)</sup>

〔懸紙ウワ書〕  
一岩

百姓中<sup>10</sup>

(真鶴町教育委員会蔵)

【読み下し】

岩・真名鶴より看・同鮑・海老売買の事、只今精  
銭に相定められ候。精銭の品ハ、四五十色これあ  
るべし、小田原御番所にて撰ばせらるほどらい、  
各存じ上ぐべし。その旨を存ずべし。もし悪銭を  
もつて申し懸くる者これ有るとも、承引致すべか  
らず。そうじて商買において、売手買手の間たる  
べき旨、小田原御法度の間、その旨を存ずべし。  
ならびに御印判なくして押立を出すこと、堅く  
停止せられ候。御公方御用の時は、御印判をもつ  
て仰せ付けらるべきの間、その旨を守り、無沙汰

有るまじきもの也。よつて件の如し。

【解説】

岩と真鶴の人々は、魚・鮑・海老を商っていた  
ことがわかる。その売買には銅銭が使われたが、  
当時流通していた銭には、中国から輸入された  
銭、国内で私的に铸造された銭(私铸銭)、それ  
らが長く使われている間に、磨耗したり、割れた  
り(われ銭)、欠けたり(欠け銭)した銭など、  
さまざまな種類のものがあつた。それらのうち、  
粗悪な私铸銭やわれ銭などは悪銭として、人々に  
きらわれた。売買の際には、支払われる銭をめぐ  
って、悪銭や悪銭と精銭を混合して使おうとする  
買手の側と、悪銭を受け取るまいとする売手との  
間でしばしば争いが起こり、喧嘩となつたり、売  
買が成立しないという事態も生じた。このため、  
北条氏は銭を精銭・地悪銭・悪銭の三種類に分  
け、注5に記した三つの悪銭は使用しないこと、  
それ以外の悪銭は地悪銭として二〇〇〜三〇〇貫は精  
銭に混合して使わせることとする法を定めたが、

第4章 真鶴の産業と北条氏

読み、大草が岩・真鶴の住人の要求を聞き、北条氏に取り次いで、北条氏の意向を奉って、この文書の発給にたずさわったことを示す。

9 小代官 こだいかん。村人の中の有力者から選ばれ、村の年貢や諸役の納入責任を負ったもの。村人の代表としても活動した。史料33参照。

10 この懸紙は別の文書のものと考えられる。

あまり効果はなかった。

岩・真鶴の人たちの魚介売買においても、錢をめぐる争いが度々発生したのであろう。そのため、村人は北条氏に訴えた。

その結果、北条氏はこの文書にみえるように、岩・真鶴の人々の魚介売買では精錢を使用すること、もし悪銭で買い取ろうとする人がいても承知しないようにということを明文化して、人々の願いに応じた。

また、岩・真鶴の人々が北条氏の家臣から、し

ばしば不法に人夫役を徴発されるという事態が起きていたことが推定される。人々はそのことも合わせて北条氏に訴えたのであろう。この文書の後半部分はそのことにかかる。村人を徴発するにはその旨を記した北条氏の「御印判」状が必要であり、それを持たないものが人足を出すよう命ずることは禁止すること、そのかわり、北条氏の印判状があれば、そこに記されているように、人足その他をすみやかに出すよう命じている。

32 (二五六八) 永禄十一年四月十日 土肥郷などの船乗りが、北条氏から番銭の納入を命じられる

北条家朱印状案

伊勢東海船方不参之分番銭之事

壹人 卯霜月より辰貳月迄合四ヶ月分、土肥  
此代貳貫八百文、但此内半分郷中へ御赦免、  
壹人 卯七月より辰貳月晦日迄合九ヶ月分、  
此代六貫三百文、但此内半分郷中へ御赦免、金沢  
壹人 卯七月より辰貳月晦日迄合九ヶ月分、  
此代六貫三百文、但此内半分郷中御赦免、  
国府津

壹人 卯十一月より辰貳月晦日迄合三ヶ月分、網代  
此代貳貫百文、但此内半分郷中へ御赦免、  
以上拾七貫五百文、此内半分郷中御赦免、  
残而出方八貫七百五十文、

右、船方共不参、一段曲事候、自今以後、致  
欠落<sup>8</sup>ニ付而者、可懸過失<sup>9</sup>、但以上之内半分御  
赦免之上者、当月中ニ番銭相調、笠原藤左衛<sup>康徳</sup>

- 1 伊勢東海船方 伊勢東海船の水夫(かこ)。
- 2 番銭 当番の役を勤める代わりに納める錢。この場合、一人一か月七〇〇文となっている。
- 3 卯霜月：貳月迄 永

- 禄十年十一月より十一年二月まで。  
 4 金沢 横浜市。  
 5 国府津 小田原市。  
 6 網代 静岡県熱海市。  
 7 曲事 けしからぬこと。  
 8 欠落 逃げること。  
 9 可懸過失 罰金をかける。  
 10 笠原藤左衛門尉 『小田原衆所領役帳』では、御馬廻衆として一九一貫一八〇文の所領を給されている。北条氏の奉行人。  
 11 近藤隼人佐 『小田原衆所領役帳』では、諸足輕衆として九四貫文を給されている。  
 12 百姓 ここで、乗組当番衆・船頭を指す。農民だけでなく、漁業やその他の職業についている人々で、自決して役や年貢を負担する者という。  
 13 地頭 北条氏の家臣で、領地を宛行（あ

門尉・近藤隼人佐<sup>11</sup>兩人ニ、急度可相渡候、百姓無沙汰付而者、地頭・代官ニ厳可致催促候、若当月ニ至于相延ハ、御赦免之分毛可被召上者也、仍如件、

(永禄十二年)  
 辰四月十日 笠原藤左衛門尉

伊勢東海乗組当番衆

同船頭

(横浜市 神奈川県立金沢文庫蔵)

【読み下し】

伊勢東海船方、不参の分番銭の事

壹人 卯の霜月より辰の二月まで合せて四か月分、  
 御赦免 卯の二月より辰の二月晦日まで合せて九か月中へ御赦免 實三百文 だし、この内半分、郷中へ土肥

壹人 卯の七月より辰の二月晦日まで合せて九か月中へ御赦免 實三百文 だし、この内半分、郷中へ御赦免

壹人 卯の十二月より辰の二月晦日まで合せて三か月中へ御赦免 實三百文 だし、この内半分、郷中へ御赦免

以上拾七貫五百文 この内半分郷中へ御赦免、  
 残って出方八貫七百五十文、

右、船方ども不参、一段曲事に候。自今以後、欠

落致すに付いては、過失を懸くべし。ただし、以上の内半分御赦免の上は、当月中に番銭を相調え、笠原藤左衛門尉・近藤隼人佐兩人にきつと相渡すべく候。百姓無沙汰に付いては、地頭・代官に厳しく催促致すべく候。もし当月に相延るに至りては、御赦免の分も召し上げらるべきものなり。よって件のごとし。

【解説】

北条氏は漁業や廻船業など、船を使って生計を立てている人々に、魚を納入させたり、船役銭をかけた。ここに記された「伊勢東海乗組当番」もそうした人々に課された役の一つであった。各港の水夫（水主とも）たちを交替で当番に編成し、一定の期間ずつ、伊勢東海船という軍船に乗り組ませ、海上や軍港の警備にあたらせるとともに、水軍としての訓練を行ったのである。

しかし、この役は船乗りたちの生計を直撃する重い負担であったので、各地でこれを忌避したり、負担を逃れるために逃亡したり、あるいは、

第4章 真鶴の産業と北条氏

ておこなわれたいる者。領主。

役を免除しよう訴える動きが起きていた。このため、北条氏は直接船乗りを徴発することをやめて、その代わりに銭で納入させる(番銭という)方法を取らざるをえなくなっていた。

この文書は、土肥郷など四か所の船乗り・船頭が乗組当番の役を勤めなかつたので、番銭で負担させること、しかも半分は免除するから、残り半

額を四月中に納入すること、もし期限内に納めない場合には、それぞれの港を支配する北条氏の家臣や代官に催促して納めさせるようにすること、期限内に納めなければ、免除した半額についても免除を取り消し、全額納入させること、を厳しく命じている。

33 丑年七月二十八日 真鶴の小代官らが梶原番銭について訴えたのに対し、印判状が出される

33

1 梶原番銭

梶原は、北条氏が水軍を強化するために紀伊から招いた水軍の将。船乗りが北条氏に納める番銭の一部が、給分として梶原氏に与えられたので、それを梶原番銭という。所領の不足を補う措置。

2 申上内御合点分 真鶴の小代官青木・百姓平井・船持中が北

北条家朱印状カ

梶原番銭、丑七月御改時、申上内御合点分、<sup>2</sup>

御印判被下之事云々、

丑七月廿八日

真名鶴小代官青木九郎兵衛

百姓平井

同船持中

(『新編相模国風土記稿』)

【読み下し】

梶原番銭、丑の七月御改めの時、申し上ぐるの内、御合点の分、御印判下さるるの事云々。

【解説】

『新編相模国風土記稿』卷三十二の真鶴村の条に、「北条氏の頃、海賊奉行梶原番銭の事に付、



条氏に申し上げた  
(訴えた)ことのうち、北条氏が承諾した分。

当村に下知あり、門川村民清兵衛家蔵文書曰」として、この文書が引用されている。不完全な引用であるが、そのままここに採録した。真鶴あてに出された文書がどうして他村の家に伝えられたかなど不明な点もあるが、文書自体は疑いのないものである。本文後欠のため、内容も十分明らかではないが、番銭の納入について小代官らが訴願

をし、その一部が認められたことがわかる。また、真鶴の住人として青木九郎兵衛や平井の名がみえるのも貴重である。梶原氏が北条領へ来住して以後の丑歳としては、永禄八年・天正五年・天正十七年などが考えられるが、年次を確定できないので、前号文書にかけて、便宜ここに掲げた。

34 永禄十一年九月五日 北条氏康が、土肥の山の石を切り出すよう、石切職人に命じる

34 1 土肥御屋敷 北条氏が土肥郷に設けた屋敷。これ以前にすであつたことになり、どこに、いつ建てられたものかわからない。

2 善左衛門 石切職人。青木氏。小田原城の西の板橋に住。

3 公用 北条氏が職人を雇う場合、一日の作料として五〇文を支払った。しかし、所領などを与えられた職人は一年に三〇

北条氏康朱印状

土肥御屋敷<sup>1</sup>うしろの山石、此度善左衛門<sup>2</sup>見立申切石、御土蔵之根石<sup>3</sup>、南条・幸田如申切之可申候、公用義、自兩人前請取可申者也、仍如件、

辰 (永禄十一年) (武栄) 朱印  
九月五日

石切 左衛門五郎

丹後奉之

同

善左衛門

(静岡県清水市 片平信弘氏蔵)

【読み下し】

土肥御屋敷うしろの山石、この度善左衛門見立申す切石、御土蔵の根石に、南条・幸田申すごとく、これを切り申すべく候。公用の儀、兩人前より請取り申すべきものなり。よつて件のごとし。

第4章 真鶴の産業と北条氏

日間は義務として北条氏に奉公すること、その分は作料の約三分の一にあたる一七文を支払われることになっていった。これを公用という。

4 〔武栄〕朱印 三代

北条氏康が晩年に用いた印判。氏康は元龜二年（一五七二）没。当時の北条氏家督は氏康の子氏政であったが、当主が出陣などで留守の間はこの印判状が、当主義給文書に準じた効力をもった。

5 丹後 北条氏の奉行

1 伝馬 主に公用（こ

うよう）の人や物資を運ぶために宿場ごとに置かれた馬。公用の場合には駄賃の支払いなしで、次の宿場までの運送を義務づけられた。私用には駄賃を取って運送業を営んだ。

2 公方伝馬 公方は北

【解説】

土肥郷に北条氏の「御屋敷」があったことがわかる。建設場所が不明なので、「御屋敷うしろの山石」がどの山で切り出されたかはわからないが、現在、真鶴町域が主産地となっている小松石の切り出しにかかわる文書であることはまちがいない。土蔵の建築全体を統轄する奉行人南条・幸田両氏の指揮監督をうけて、善左衛門が山石の見立てをし、奉行人の指示通りに石を切るようにと

35 〔一五六八〕 永祿十一年九月五日 石切職人が小田原から土肥までの伝馬の利用を認められる

いうのが、ここで北条氏の命じていることである。

北条氏は、左衛門五郎・善左衛門のような石切職人集団を率いる棟梁に所領や給分を与えて、一年に三〇日間は公用の支払いだけで、いつでも北条氏の用を勤めさせる制度をつくり、職人を動員した。本史料から史料37まではすべてこれにかかわる史料である。公用は奉行人から支払われる。

北条氏康朱印状

1 伝馬貳疋、石切左衛門五郎・同善左衛門被

下、可為公方伝馬也、仍如件、

〔永祿十一年〕  
〔武栄〕朱印

辰 九月五日

丹後奉之

小田原

伝馬中

土肥まで

〔静岡県清水市 片平信弘氏蔵〕

条氏を指す。公用の伝馬として、二人の石切は無賃で伝馬を利用できることを示す。

【読み下し】

伝馬二疋、石切左衛門五郎、同善左衛門に下さる。公方伝馬たるべきなり。よって件のごとし。

【解説】

史料34と同じ日付で出されている。二人の石切職人が、駄賃の支払いなしに伝馬を利用できるように出された文書である。この伝馬は小田原の町人たちの負担で、土肥郷まで送り届けられた。職人

が公用で移動する場合には、文書のあて名の位置に、出発地と目的地が記されたこのような文書を携帯し、その間の宿場ごとにこれを提示して、目的地まで伝馬を使うことができた。

なお、通常は、伝馬利用の文書には、「常調」の印文と馬の姿を刻んだ印判が押された伝馬手形（史料41参照）が用いられるが、ここでは異例の措置として、氏康の朱印が用いられている。

36 永禄十一年十月十六日 土肥での石切り作業を急がせるため、石切七人を増員する

北条氏康朱印状

石切七人土肥へ可罷越事

右、明日十七致用意、明後十八早天罷越、御土藏之石切合可申、三日中出来候様、人数可入付而へ、重而五人も三人も召寄可申、先此度へ七人罷越、南条四郎左衛門・幸田与三如申付可走廻者也、仍如件、

36 1 三日中出来候様 三日間でできあがるよう。

(永禄十一年カ) 辰 (武榮)朱印)

十月十六日

石切

左衛門五郎

善左衛門

(静岡県清水市 片平信弘氏藏)

第4章 真鶴の産業と北条氏

1 ならざわ 厚木市七  
 沢(ななざわ)。北条  
 氏はしばしばこの地  
 で材木を調達してい  
 る。  
 2 中将 山角為久。北  
 条氏の奉行人。  
 3 藤沢大鋸(だいき  
 り)の地に住んで、

【読み下し】

石切七人、土肥へ罷り越すべき事

右、明日十七用意致し、明後十八早天に罷り越  
 し、御土藏の石切り合わせ申すべし。三日中に  
 出候よう、人数入るべきに付いては、重ねて五  
 人も三人も召し寄せ申すべし。まずこの度は七人  
 罷り越し、南条四郎左衛門・幸田与三申し付くる  
 ごとく走り廻るべきものなり。よって件のごと  
 し。

【解説】

根石の切り合わせを二十日まで完了させよう  
 と出されたものである。七人の増員で三日間とい  
 う数字は、善左衛門らと南条ら奉行人との協議と  
 見積もりとによって算出されたものであるが、期  
 日の完了のためにはさらに石切の追加動員もあ  
 りうる事が通告されている。小田原やその近辺  
 にたくさん石切がいたことがわかる。

37 藤沢の大鋸職人が、北条氏の命令を受けて土肥で製材作業を行う

北条氏康朱印状

一手 卅日分

一手 廿五日分

此外五日へ、先日、小田原・土肥にて被召仕候、  
 以上

右、明後廿三日、必く二手なから、ならざ  
 わへ罷越、先日被為引候大わりのいた、小わ

りニさせられへく候、猶以御日限無相違、廿  
 三日ニ罷越、奉行西蓮寺如申、可走廻者也、  
 仍如件、

十月廿一日

〔武榮〕朱印) 中将奉之

藤沢大鋸の頭

森木工助

大鋸引の職人集団を率いていた森氏。大鋸は、材木から板を製造する鋸引きの細長い鋸で、二人で向かい合って引く。一手とはその二人一組をいう。

大鋸引中

(藤沢市 福原新一氏蔵)

【読み下し】

一手 三十日分

一手 二十五日分

このほか五日は、先日、小田原・土肥にて

召し仕われ候。

以上

右、明後二十三日、必ず必ず二手ながら、ならさ

わへ罷り越し、先日引かせられ候大わりのいた、(割)(也)

小わりにさせられべく候。なおもって御日限相違

なく、二十三日に罷り越し、奉行西蓮寺申すごとく、走り廻るべきものなり。よって件のごとし。  
【解説】  
史料34から史料36までと同じに、北条氏康の朱印状であるので、永禄十一年かその前後の年次と考えられる。この文書は、大鋸引職人を七沢へ呼んで製材させるために出されたものであるが、文中に土肥がみえるので掲げた。大鋸引職人一組が、十月二十一日以前に小田原と土肥で合わせて五日間製材に従事していたことがわかる。土肥で製材された板は、土蔵建築に関係あるかもしれない。

38 (一五七二) 元龜二年五月十六日 岩の百姓中が、新造の鮫追船二艘について、諸役免除の特権を得る

北条家朱印状

鮫追船貳艘新造ニ致之立由申上候、諸役令赦免候、若横合非分之儀申懸者有之者、小田原

38 1 諸役 船役錢など、いっさいの税や負担。

へ罷越可申上者也、仍如件、

(元龜二年) 辛未 (虎未印)

五月十六日

万阿<sup>3</sup> 奉之

2 横合非分之儀 不法  
なこと。  
3 万阿彌 北条氏の奉  
行人。

岩  
百姓中

(真鶴町教育委員会蔵)

【読み下し】

鮫追船二艘、新造にこれを致し立つ由申し上げ候。諸役赦免せしめ候。もし横合非分の儀申し懸くる者これ有らば、小田原へ罷り越し申し上ぐべきものなり。よって件のごとし。

【解説】

岩の漁民たちは、鮫追船二艘を新たに造り、そ

の船にかかるいっさいの役を免除するよう北条氏に申請し、認められたのである。そして不法に役を申しかける者がいた場合には小田原に訴えて出ることもあわせて認められた。  
ただし、諸役免除の特権は、戦争その他の必要から、北条氏が直接に岩に対し船の動員命令を出した場合には、その命令に従うという条件つきで認められたものである。

39 八月七日(年未詳) 石巻家貞が、岩の船二艘には諸役を負担させないよう、真鶴の船方中に通達する

石巻家貞書状<sup>1</sup>

(岩) いやのふね二(船)そう、これハすきし春より諸役  
(免) 許(申)判 御めんきよの御いんはん御出し候、こんどの  
(船)方 ぶなかた可出役も、いやのふね二(船)そうハのそ

かせられ候ところに、内儀として申かけ候事、ちかころく(近)申(申)せ事に候、御いんはんをおさへ、上意をもちいす候や、御いんはんをよく見わけへく候、謹言、

③ 1 石巻家貞 『小田原衆所領役帳』に馬廻衆として三十一貫を領してみえる石巻下野守か。

2内儀として 内々  
に。  
3上意 主君の命令。

八月七日  
(真鶴)  
まなつる  
船方中

石巻(花押)

(真鶴町教育委員会蔵)

【解説】

石巻家貞の発給文書は天文年間(一五三二〜五五)に多くみられるが、この文書は年未詳で、内容が前号文書と関係するのここに掲げた。また、月日以下は現存しないので、『相州文書』によって補った。

40 (一五八二)  
天正九年十月十三日 岩の百姓中が、ふたたび新造の鮫追船の諸役免除を獲得する

北条家朱印状

鮫追船貳艘新造ニ致之立由申上候、諸役令赦免候、若横合非分之儀申懸者有之者、小田原

へ罷越可申上者也、仍如件、

天正九年(虎朱印)  
十月十三日

奉之  
江雲

岩

百姓中

(真鶴町教育委員会蔵)

この文書が出された年の春、岩では、史料38と同じように、船二艘について諸役免除の北条氏の印判状を得た。ところが、北条氏から役をかけられた真鶴の船方中は内々に、岩の船方にその役を分担させようとしたので、岩から訴えて出たのであろう。このため家貞が、真鶴のやり方は北条氏の印判状をないがしろにし、北条氏の意向に従わない行為ではないかとして、今後は印判状に記されているとおりにするよう申し入れたものである。

- ④1  
 1 可除一里一錢 一里(約六五五<sup>リ</sup>)につき一錢(一文)の駄賃を免除する。北条領では公定の駄賃は一里ごとに一文の定めであった。除くとは、史料35の「公方伝馬」と同じに、(伝馬を使用する者が)駄賃を支払わなくてもよいという意。  
 2 軽井沢 静岡県函南町。  
 3 役錢 田・家・船などにかかる税金。  
 4 江雲 北条氏の奉行人。  
 5 小浦 静岡県南伊豆町。

41 (一五八一)  
 天正十年二月二十二日 土肥郷などが伝馬役の駄賃を役錢から支給される

北条家伝馬手形

伝馬五疋可出之、御馬飼料・諸道具届御用、可除一里一錢、土肥・熱海・軽井沢三ヶ郷者、役錢を以被下者也、仍如件、

(天正九年カ)  
 二月廿二日 (常調朱印)

4 奉之  
 江雲

小田原より小浦迄<sup>5</sup>

宿中

(最勝院文書 東京大学史料編纂所影写本)

【読み下し】

伝馬五疋これを出すべし。御馬飼料・諸道具届ける御用、一里一錢を除くべし。土肥・熱海・軽井沢三ヶ郷は、役錢をもって下さるものなり。よって件のごとし。

【解説】

伝馬の朱印が押された伝馬手形で、史料35の文書と機能は同じである。小田原から小浦までの間にある各宿場では、この馬の飼料や諸道具を運ぶため、五疋の伝馬を無賃で出さなければならぬ。

北条領の宿場では、どこでもこうした伝馬の負担に苦しんでいたが、とりわけ、土肥・熱海・軽井沢では住人の生活が圧迫されたため、北条氏に訴えて出たのであろう。北条氏はその訴えを認め、伝馬は無賃で負担させるが、役錢の中から駄賃に相当する額を支給するという救済策を講じることとしたのである。未(天正十一年カ)七月十一日付の伝馬手形でも、土肥と熱海に同じ措置を講じている(『神奈川県史』資料編3 古代・中世(3下) 八八八四号)。



42 (一五八) 天正十年四月二十日 真鶴の海人二〇人が、三浦で大のしをむくよう命じられる

北条家朱印状

まなつるのかつき衆之内、いかにも上手<sup>1</sup>貳十人、明日廿一、三浦へ<sup>2</sup>罷越、自美濃守殿如下知、大のしむくへし、京都へ之御用ニ候間、いかにもなく、手きわをよくむくへし、日数者十日之可致支度、仍如件、

天正十年 午 卯月廿日 (虎朱印)

真名鶴

代官 石上殿

(真鶴 五味源太郎氏藏)

【読み下し】

まなづるのかつき衆の内、いかにも上手二十人、明日二十一、三浦へ罷り越し、美濃守殿よりの下

1 かつき 海人(あま)のこと。史料29参照。

2 三浦 神奈川県之三浦半島。北条氏規、美濃守。北条氏康の子。伊豆の菫山城(静岡県菫山町)城主と、三浦半島先端にある三崎城(三浦市)の城主を兼ねた。

3 大のしむくへし 贈り物に添える熨斗鮑(のしあわび)を作るために、鮑の肉を薄く長くはぐ作業を命じたもの。それを引き伸ばし、乾かして用い、祝意を表した。

4 日数者十日 三浦での作業日数が一〇日間であることをい

6 石上 史料30参照。

知のごとく、大のしむくべし。京都への御用に候間、いかにもなく、手きわをよくむくべし。日

数は十日の支度を致すべし。よって件のごとし。

【解説】

真鶴の海人たちの中から上手な者二〇人を選び、三浦に行って熨斗鮑を作るよう命じたものである。真鶴の海人たちの技術がすぐれていたから、呼び寄せられたのであろう。

午歳には天正十年、元龜元年(一五七〇)等があるが、四月二十日で、京都への使者派遣がきわめて重要な政治課題であった年といえは、天正十年がもっとも妥当であろう。織田信長の侵攻を受けて、甲斐の武田勝頼が自刃したのがその年三月十一日であった。北条はかねてから信長と同盟を結ぼうと考えていたので、ただちに信長の陣所に使者を送り、友好関係を保つことに努めた。そし

第4章 真鶴の産業と北条氏

- 1 制札 大名などが、禁止や規制の内容を公示するために出した文書。紙や木札に書かれた。
- 2 川奈郷 静岡県伊東市。
- 3 伊東郷 静岡県伊東市。
- 4 田賀郷 静岡県熱海市上多賀・下多賀。
- 5 宇佐肥郷 静岡県伊東市宇佐美。
- 6 還任 もとの居住地に帰り住むこと。この条文は戦乱を避けて他所に移ったり、逃亡した村人を村に戻そうというねらいをもっている。

て、引き続き、当主氏直の近親者のいづれかが上洛し、織田家から氏直に嫁を迎えて、同盟を結ぶための交渉に入ることが緊要の課題となっていた。

四月二十日の時点で、三崎城主の北条氏規が使者として上洛することが決まっており、その指示のもとに、大騒動が作られることになったのであろう。

43 (一五九〇) 天正十八年四月 真鶴郷など九か所に豊臣秀吉の制札が出される

豊臣秀吉制札<sup>1</sup>  
条々

伊豆国

川奈郷<sup>2</sup> 伊東郷<sup>3</sup>

網代郷 田賀郷<sup>4</sup>

宇佐肥郷<sup>5</sup> あたみ郷

伊豆山 土肥郷

まな鶴郷 以上九ヶ所

- 一 地下人百姓等、急度可令還任事<sup>6</sup>、
- 一 軍勢甲乙人、還任之家不可陣取事、
- 一 对土民百姓、非分之儀申懸族有之者、

可為一錢切<sup>7</sup>、并麦毛不可薙取事、  
右、若於違犯之輩者、速可被処罪科者也、  
天正十八年四月日〇(秀吉朱印)

(長沢文書 東京大学史料編纂所影写本)

【読み下し】

(前略)

- 一、地下人百姓ら、急度還任せしむべきの事。
- 一、軍勢甲乙人、還任の家に陣取るべからざるの事。
- 一、土民百姓に対し、非分の儀申し懸くる族<sup>かみ</sup>これ

7 一錢切 一錢（銅貨一枚）に相当する物でも、（百姓から）不法に取ったり、盗んだりした者は死刑に処す、という意。

あらば、一錢切たるべし。ならびに麦毛刈り取るべからざるの事。

右、もし違犯の輩においては、すみやかに罪科に処さるべきものなり。

【解説】

豊臣秀吉は天正十七年（一五八九）十一月二十四日付けで北条氏直に対し宣戦布告状を發し、来年北条氏を攻めることを通告した。同時に各国の大名にもこのことを通知した。翌天正十八年、徳川家康をはじめ、東海道を進んだ軍勢は、相模・伊豆国境に近い駿河東部（現沼津市周辺）に集結

した。秀吉は三月一日に京都を出發。その到着を待って、三月二十九日、豊臣秀次の率いる軍勢が山中城（三島市）を攻め、その日のうちにこれを攻め落とした。秀吉は箱根湯本に陣を進めた。

この制札は、秀吉方の軍勢が箱根山を越えて小田原城を取り囲んだ四月に出されている。軍勢が百姓の家に陣取ったり、乱暴したり、麦などを刈り取ったりすることを禁止し、違反者は処罰すると書いてある。真鶴や土肥は正式には相模国に属するが、国境にあるため、伊豆国とみられることがしばしばあった。